



人事権を濫用した

大田運輸区分会執行委員長に対する

懲憑を撤回しろ！！

現在、大田運輸区では、輸送サービス労組 大田運輸区分会執行委員長に対して「異動の懲憑」がされています。

分会大会で組合員より信任された「執行委員長」であり、職場では「労働者代表」として活躍、立候補してきた中での「異動の懲憑」は、会社が人事権を使って意図的に仕掛けてきた「組織破壊攻撃」であり、断じて認められません。

① 組合運営に対する支配介入と

組合員への不利益扱い！

- ✓ 分会執行委員長の任期途中の異動は「組合運営」に支障が出るため、組合員に不利益が生じる！

分会長に異動の懲憑！？



懲憑を撤回させるために
大田運輸区分会と
連帯してたたかおう！

② 労働者代表への不利益扱い！

- ✓ 労働者代表を務め、正当な行為をしたこと、労働者代表に立候補したことを理由に「強制配置転換」を行うことは、労基法施行規則第6条の2に該当する不利益扱い！

③ 不当な動機・目的に基づく

異動は不当労働行為！

- ✓ 分会執行委員長と知りながら、異動させることを目的とした不当な動機・目的は「分会組織の弱体化」を狙った不当労働行為！